

資産税課情報 第4号 昭和49年3月28日 国税庁直税部資産税課

使用貸借にかかる土地についての相続税及び贈与税の取扱いに関する経過措置の概要

昭和48年11月1日付直資2-190、直所2-77、直法2-93[「使用貸借にかかる土地についての相続税及び贈与税の取扱いについて」通達の運用について]通達の「6 経過措置」の定めに基づき、各国税局で定めた経過措置の概要は、別紙のとおりである。

③	札 幌	仙 台	広 島	高 松	福 岡	熊 本
昭和二年五月二日以前	戸通達に同じ。	戸通達に同じ。	戸通達に同じ。	戸通達に同じ。	戸通達に同じ。	戸通達に同じ。
昭和二年五月三日から昭和三九年十二月三十一日まで	<p>① 昭和22年5月3日から昭和29年12月31日まで 非課税</p> <p>② 昭和30年1月1日から昭和33年12月31日まで イ 親族間におけるもの 非課税</p> <p>ロ イ以外のもの 課 税</p> <p>③ 昭和34年1月1日から昭和39年12月31日まで 非課税</p>	<p>① 昭和22年5月3日から昭和28年12月31日まで 非課税</p> <p>② 昭和29年1月21日から昭和33年12月31日まで イ 夫婦、親子等間におけるもの 非課税</p> <p>ロ イ以外のもの 課 税</p> <p>③ 昭和34年1月1日から昭和39年12月31日まで イ 夫と妻、親と子、祖父 母と孫等特殊関係がある者 相互間におけるもの 非課税</p> <p>ロ イ以外のもの 課 税</p>	非課税	非課税	非課税	非課税

④	庁通達	東京	関信	大阪	名古屋	金沢
昭和四〇年一月一日から昭和四二年十二月三十一日まで	<p>A 土地の使用貸借の開始時における贈与税の課税の有無</p> <p>暫定執務基準通達による課税対象事案</p> <p>課税</p> <p>申出書の提出を要件とする非課税対象事案(申出書を提出せず、課税した事実が明らかでないものを除く。)</p> <p>非課税</p> <p>B 土地の使用貸借の開始時において贈与税を課税した事案にかかる建物等を相続又は贈与により取得した場合における相続税又は贈与税の課税の有無</p> <p>課税</p>	<p>次の点を除き庁通達に同じ。</p> <p>暫定執務基準通達による非課税対象事案のうち「建物と当該建物にかかると敷地を併せて所有する者から建物のみの贈与を受け、土地の使用貸借の開始があったもの」</p> <p>課税</p> <p>庁通達に同じ。</p>	<p>庁通達に同じ。</p> <p>庁通達に同じ。</p> <p>庁通達に同じ。</p> <p>庁通達に同じ。</p>	<p>庁通達に同じ。</p> <p>庁通達に同じ。</p> <p>庁通達に同じ。</p> <p>庁通達に同じ。</p>	<p>庁通達に同じ。</p> <p>庁通達に同じ。</p> <p>庁通達に同じ。</p> <p>庁通達に同じ。</p>	<p>庁通達に同じ。</p> <p>庁通達に同じ。</p> <p>庁通達に同じ。</p> <p>庁通達に同じ。</p>
昭和四三年一月一日から昭和四六年十二月三十一日まで	<p>A 土地の使用貸借の開始時における贈与税の課税の有無</p> <p>非課税</p> <p>B 土地の使用貸借の開始時において贈与税を課税した事案にかかる建物等を相続又は贈与により取得した場合における相続税又は贈与税の課税の有無</p> <p>課税</p>	<p>昭和三十九年一月二十一日付直資第219号</p> <p>昭和三十九年一月十八日付関局直資1-119</p> <p>昭和三十九年一月十日付大局直資(審)第七号</p> <p>昭和三十九年一月十七日付名局直資13、名局所18、名局法16、昭和三十九年三月十九日付名局直資17、名局所24、名局法21</p>	<p>昭和三十九年一月十八日付関局直資1-119</p> <p>昭和三十九年一月十日付大局直資(審)第七号</p> <p>昭和三十九年一月十七日付名局直資13、名局所18、名局法16、昭和三十九年三月十九日付名局直資17、名局所24、名局法21</p>	<p>昭和三十九年一月十日付大局直資(審)第七号</p> <p>昭和三十九年一月十七日付名局直資13、名局所18、名局法16、昭和三十九年三月十九日付名局直資17、名局所24、名局法21</p>	<p>昭和三十九年一月十七日付名局直資13、名局所18、名局法16、昭和三十九年三月十九日付名局直資17、名局所24、名局法21</p>	<p>昭和三十九年十二月十八日付直資第90号</p>

⑤	札 幌	仙 台	広 島	高 松	福 岡	熊 本
昭和四〇年一月一日から昭和四二年 一二月三一日まで	庁通達に同じ。	庁通達に同じ。	庁通達に同じ。	庁通達に同じ。	庁通達に同じ。	庁通達に同じ。
昭和四三年一月一日から昭和四六年 一二月三一日まで	庁通達に同じ。	庁通達に同じ。	庁通達に同じ。	庁通達に同じ。	庁通達に同じ。	庁通達に同じ。
昭和四八年十二月三日付札幌局直 資1-140、直所1-146、直法 2-174	次の点を除き庁通達に同じ。 土地又は借地権を使用貸 借により借り受けた者から の自主申告により贈与税の 課税をした事実が明らかな もの 課 税	昭和四八年十二月十一日付資第 183号、所総第234号、法第 410号	昭和四八年十一月十六日付広島 直資第569号	昭和四八年十二月十六日付高松資 第21号、直所第25号、直法 (法)例第19号	昭和四九年一月二十八日付福岡直 資(相)第12号	昭和四八年十一月二十一日付釧路 資第183号